

UP

長崎島原
4
2019

■ Line up

1面 諸行無常、新しい時代を見据えて

2-3面 2019年度 税制改正大綱

法人課税のポイントについて

4面 税務calendar

特別編1面 新入社員紹介

[緊急連絡] Windows7からWindows10へ移行される方は、

パソコン基幹部品不足発生のため早い方が断然おすすめです！

■ 諸行無常、新しい時代を見据えて

4月に入り、徐々に暖かい日が増えてきました。今年最初の桜の開花宣言は3月20日で、平年より4日早かったとのこと（ちなみに昨年は平年より7日早い3月17日でした）。最初に開花宣言が出たのは長崎で、長崎が日本一早い開花宣言となったのは41年ぶりだそうです。これから約一ヶ月かけて、桜前線が九州から北海道に北上していくことになります。北と南で季節が一ヶ月違うのですから、日本も狭いようで広いですね。

4月から新入社員を迎えた会社もあるかと思います。弊社でも4月から5名の新入社員を迎えました。終身雇用は廃れつつあるとはいえ、新入社員の一生に大きく影響を与える「初めての会社」になりますので、大切に育てていきたいと思います。

とはいえ、平成もニケタになる頃に生まれた若者ですので、昭和生まれの先輩とはジェネレーションギャップも大きいです。今は「ゆとり世代」を通り越して「さとり世代」と呼ぶそうですが、先輩が、自分が受けたものと同じような教育をしても上手くいかないよう、教える側の意識改革が必要ですね。

3月19日に、十八銀行と親和銀行が合併し2020年10月に発足予定の新銀行の名称が正式に発表されました。新名称は「十八親和銀行」とのことです。

昨年9月の小欄にて私は新銀行の名称について「羅列することも考えられますが、どちらを先にするか揉めそうなので、私は全く新しい名前を付けると予想しています」と書いていたのですが、見事に外していました。

「地域から愛されなじみのある両行の名前を残した」とのことですが、名称はこれまで築いてきたブランドの象徴もありますので、残すに越したことはないと思います。十八と親和、どちらを先にするかについて揉めたであろうことは想像に難くないですが、今回の合併はFFG主導ですので、最後はFFGが決定したのでしょうか。

これまで「十八銀行」「親和銀行」として長崎県民に親しまれてきた銀行が、今後は「十八親和銀行」として地域経済を支えていくことになります。賛否両論、紆余曲折があった合併劇でしたが、FFGグループとしての経営支援力で長崎県の経済を活性化してくれることを期待します。

3月21日、大リーグで活躍してきたイチロー選手が引退を発表しました。「50歳まで現役を続けたい」と仰っていましたが、45歳での引退となりました。

プロスポーツ選手も経営者も、定年はないので自分の引退は自分で決めなければなりません。それまで人生を賭けてきた世界から引退するのですから、簡単な決断ではないと思います。

スポーツ選手の場合、身体的な要素が大きいので、選手としての能力の衰えを自覚しやすいでしょう。また競技ですので明確な成績が出ます。常に自分のパフォーマンスを客観的な数字で突き

付けられます。自分自身の状態がわかるので、引退の判断は比較的しやすいかと思います。

一方で経営者は、体力も大事ですが経験や人脈などの要素が大きいです。体力は年齢とともに衰えるでしょうが、経験や人脈は増えていきますので、経営者として衰えたのかを判断することが難しいです。業績という成績も示されはしますが、スポーツのように毎回同じ条件でパフォーマンスを競うわけではないので、成績=経営者としての能力、とも言い切れません。自分が経営者として衰えたのかどうかがわからないので、引退を決断するのがスポーツ選手以上に難しいと思います。自分のことだけを考えて判断すればいいスポーツ選手と違い、社員を抱える経営者の場合は事業の継続を考えなければならないので、後継者がいないから引退できない、というケースもあるでしょう。

経営者の引退時期については、自分で「何歳まで」と決める方が多いように思います。引退時期を決めると、後継者を育てるタイムスケジュールが立てられますので、スムーズな事業承継が期待できます。後継者がいない方でも、引退時期を決めて早くからM&Aを検討し、時間をかけて慎重に買い手企業を選ぶことができます。引退時期を決めていない方の場合は、病気入院などをきっかけに急な引退となることがあります。その場合は事業承継が難しくなります。

二代目以降の経営者の場合、自身の経験も踏まえて40代のうちから自身の引退時期を視野に入れている方も少なくありません。事業承継は、準備期間の長さと成功率が比例します。事業を引き継いでいきたい、と考えておられる経営者の皆様は、まず自身の引退の時期について考えてみてはいかがでしょうか。

4月1日に新元号が「令和」と発表されました。いよいよ「平成」という一つの時代が終わり、新しい時代が始まります。新しい世代が入社し、新しい銀行が登場し、名選手がバットを置きました。時間は流れ、環境は変わり続けています。この令和という時代をどのように乗り越えていくのか、数十年先までの道筋を考える良い機会かもしれません。



2019年度 税制改正大綱 法人課税のポイントについて

4月は日本では新たな出会いの季節であり、また新たな税制がスタートする季節でもあります。今回は税制改正のうち法人課税、特に設備投資減税について私見を交えながらお伝えしようと思います。(別紙が2枚あります)

○中小企業者等の法人税の軽減税率の延長

中小企業者の法人税率は年800万円以下の所得金額について19%になりますが、現行では時限的措置として15%に軽減されています。これについて適用期限を2年間延長し、2021年3月31日までに開始した事業年度について適用することになりました。

余談ですが、法人税率は引下げ傾向にありますが、個人課税は強化(増税)の方向に進み続けています。特に高所得者の負担は増える一方であり、比較的税率が低い法人をうまく活用することで、利益をより手元に残すことができます。また、今年は消費税引き上げで消費税納税負担も大きくなりますので、法人成りして消費税の免税期間の特典を活用するメリットもあります。

○中小企業者の設備投資減税の延長・見直し

1. 概要

中小企業者の設備投資減税についてそれぞれ2年延長されて、2019年3月31日までに取得し、指定事業の用に供した対象設備について適用することになります。(一部、要件の見直しが行われています)

設備投資減税の適用対象の業種、資産とその金額、税制優遇の内容については、別紙「平成31年度税制改正大綱」反映：医療・介護からみた設備投資減税の概要(イメージ)」をご確認下さい。医療法人向けに日本医師会が作成した

資料ですが、設備投資減税の税制について分かりやすく図にまとめられています。

2. 中小企業投資促進税制の延長・見直し(図②)

貨物自動車・内航船舶・ソフトウェア・機械装置・工具が適用対象資産となる税制です。適用できる業種にあまり制限はありません。上記のとおり2年延長となりました。

3. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長と見直し(図③)

器具備品・建物附属設備が適用対象資産となる税制です。税制優遇の内容は中小企業投資促進税制と同じですが、対象業種に制限があり、名称のとおり商業・サービス業(医療業は除き、介護事業は対象になります)・農林水産業が適用できる業種になります。(よって、製造業・建設業などは活用できません)

2年延長に加えて、適用要件についても見直しが行われています。従来は認定経営革新等支援機関等(弊社は登録済み)に経営改善に関する指導・助言を受けることを適用要件としており、実際には簡易な「指導および助言を受けたことを明らかにする書類」(助言書類)を作成するだけで適用できました。そのため、ショーケースの買い替え、内装、空調設備など幅広く活用できました。

この要件が見直しになり、「経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により、売上高または営業利益の伸び率が2%以上になる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認(確認書類)を受けること」が、適用要件に加えられました。確認書類の詳細な書類イメージはまだ出ていないようですが、設備投資効果が求められることになるため、適用のハードルが高くなりそうです。

→3面へ続く

2019年度 税制改正大綱 法人課税のポイントについて

←2面より続き

なお、この要件変更は、2019年4月1日以後に取得する資産について適用されますが、この日より前に助言を受けており、2019年9月30日までに取得する資産については、(簡易な)従来の助言書類でよいとする経過措置があります。

4. 中小企業経営強化税制の延長(図④)

当税制は上記2つの税制について、即時償却または10%税額控除の上乗せ措置をするものです。これも2年延長されました。昨今話題の「働き方改革」に資する設備も適用対象と明確になりました。たとえば作業場設置のテレワーク用PCや工場等の休憩室等に設置される冷暖房設備等も対象となります。

なお、上記2～4の対象資産は直接事業に供される生産等設備であること、国内設備であること、中古資産や貸付資産でないこと、といった要件もありますので、ご注意ください。

○防災・減災投資促進税制の創設

当税制については別紙「中小企業防災・減災投資促進税制のポイント」をご確認下さい。

概要としては、2021年3月31日までに一定の防災・減災設備を取得・事業共用した場合、取得価額の20%の特別償却が受けられます。対象設備は、防災・減災に貢献する機械装置、器具備品、建物附属設備となります。

上記の中小企業投資促進税制や商業・サービス業等活性化税制の税制優遇の方が特別償却30%ですので有利になりますが、防災・減災投資促進税制の大綱には業種制約がありません。そのため、商業サービス業等以外の業種

(製造業や建設業、医療業)が取得する器具備品や建物附属設備についても活用できそうです。

当税制を適用するためには中小企業等経営強化法の「事業継続力強化計画」(又は「連携事業継続力強化計画」など、自然災害が事業活動に与える影響を踏まえての事前対策であるなどの計画)の策定を行い、経済産業大臣の認定を受ける必要があります。

近年の設備投資減税は、税制優遇を受けるためには制度の目的に対応した計画書の作成と、所轄官庁への申請・認定を要件としており、時間と手間がかかります。また税制の構成も複雑になっているため、設備投資検討の早い段階で、弊社担当者にご相談して頂きたいと思います。



税理士法人アップパートナーズ
長崎オフィス 業務部 部長
社員税理士 内田 裕二

2019.4

2019.5

UP⁴₂₀₁₉

日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
	★1		★2			
28	29	30	1	2	3	4
		★3				

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1
					★4	

【税務calendar】

▶ 所得税振替納税

【振替日】4月22日(月)★1

▶ 消費税振替納税

【振替日】4月24日(水)★2

(上記2点については、金融機関の残高にご注意ください)

▶ 2月決算法人の確定申告・消費税の確定申告

【申告期限】5月7日(火)★3 ※4月30日が祝日のため

▶ 8月決算法人の中間(予定)申告・消費税の申告

【申告期限】5月7日(火)★3 ※4月30日が祝日のため

▶ 軽自動車税の納付期限

【納付期限】5月31日(金)★4

▶ 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付

【納付期限】5月31日(金)★4

▶ 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付期限

(3/15までに申請・半額納付がされている場合のみ)

【納付期限】5月31日(金)★4



アップパートナーズグループのご案内



■ 税理士法人 アップパートナーズ

【福岡本部】〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-1 九効筑紫通ビル9階
TEL: 092-403-5544 FAX: 092-403-6320

■ 株式会社 内田会計事務所

【長崎オフィス】〒852-8008 長崎県長崎市曙町4番9号
TEL: 095-861-2054 TEL: 095-861-2064(業務時間外) FAX: 095-862-8885

■ 一般社団法人 相続手続支援センター

【島原オフィス】〒855-0802 長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556

■ 一般社団法人 昇継

【佐賀オフィス】〒848-0035 佐賀県伊万里市二里町大里乙1766-4
TEL: 0955-23-6712 FAX: 0955-22-2783

■ 社会保険労務士法人 かぜよみ(福岡・佐賀)

【佐世保オフィス】〒857-0862 長崎県佐世保市白南風町1-13JR九州佐世保ビル2階
TEL: 0956-76-8189 FAX: 0956-76-8199

■ 株式会社 菅村経営(福岡・佐賀)

【北九州オフィス】〒802-0006 福岡県北九州市小倉北区魚町1丁目4-21
TEL: 093-512-3555 FAX: 093-512-0022

■ 株式会社 forte ONE

お問い合わせ・ご相談はこちらまで info@upp.or.jp http://www.upp.or.jp 検索